

商工会報まるせら第123号

発行日:令和5年1月17日
発行者:世羅町商工会
電話:0847-22-0529
FAX:0847-22-3415
メール:sera@hint.or.jp
HP:https:marusera.com

～新年のご挨拶～

新年あけましておめでとうございます。

私たち地域に生きる商工業者を取り巻く経営環境は、人口減少・高齢化といった地域の長年の課題に加え、ウクライナ情勢や物価の高騰、インボイス制度への対応など、厳しさを増すばかりです。

昨年末には永く地域の賑わいを創出してきたショッピングモールが営業を終了し寂しさを感じましたが、一方で町内に新たに宿泊施設が開業し世羅町の宿泊受入可能数は大きく増加するという機会も訪れています。

商工会といたしましては、これからも皆様の最も身近な相談相手・支援機関として、地域の期待に応えるべく、役職員一同、これからも取り組んで参る所存です。

2023年卯年が皆様の事業が発展する1年になることを祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

世羅町商工会 会長 玉浦洋明

～令和5年 新年互礼会を開催～

世羅町商工会令和5年新年互礼会が、去る1月11日(水)世羅町甲山農村環境改善センターにおいて、来賓20名と会員48名の出席により開催されました。

開会に際して主催者の玉浦会長は「経営環境が大きく変わる中で、事業者や地域に求められる支援を実現させなければならない」と商工会の役目である【地域商工業者の発展の支援】に対する決意を述べました。

続いて、臨席の来賓を代表し、復興副大臣 衆議院議員 小島敏文様、世羅町 町長 奥田正和様、広島県商工会連合会 専務理事 長谷川信男様の3名からお祝いの言葉を頂戴しました。国・町・商工会それぞれのステージで、地域の商工業者の事業継続・発展が叶う様、日々様々な問題に取り組んでおられることを明かさされ、2023年が世羅町商工会会員の皆様にとって発展の一年となるようにとの励ましの言葉を頂戴しました。

引き続き開催された賀詞交換及び第二部交歓会では、長引くコロナ禍で交流の機会が限られてきたこともあり、感染防止に気を配る中ではありましたが、大いに盛り上がり、新しい人間関係の構築のきっかけにもなりました。

同じ地域の様々な業種・業態の事業所が名を連ねる商工会。その機能の中で、地域内の繋がりを生み出し、より強くすることは最も重要なものですが、今回の交歓会では、会員の皆様相互の交流を通じて生み出されるエネルギーを改めて目の当たりにし、コロナ禍で失われつつあった「繋がり」の必要性とそれを生み出す商工会の機能を果たすことの重要性を認識した互礼会となりました。

～役職員3名に中小企業庁長官表彰～

去る11月10日に開催された第62回商工会全国大会で、当会の玉浦洋明会長、佐倉喜代美主任、片岡京子主任主事の3名が中小企業庁長官表彰を受けたことから、表彰状の伝達が行われました。

この表彰は、多年にわたり商工会の運営及び経営改善普及事業の遂行に従事し、小規模事業者の振興に寄与した役職員に贈られるもので、今回、広島県で表彰を受けたのは当会だけの非常に名誉あるものです。



左から
広島県商工会連合会
長谷川 専務理事(伝達者)
佐倉 喜代美 主任
片岡 京子 主任主事



【小島 敏文 衆議院議員】 【玉浦 洋明 商工会長】 【奥田 正和 町長】

卯年は【芽を出した植物が成長していき茎や葉が大きくなる時期で、目に見えて大きく成長する年】、また、うさぎにちなんで【大きく飛躍し、向上する年】とも言われています。長引く感染症の影響が好転し、皆様の事業や生活が実り多い一年となりますよう、祈念しております。

とくとく商品券

換金に係る使用済み商品券の**持込期限は1月31日(火)**です。期限以降は一切受け付けられませんので、提出漏れが無い様にご注意ください。

～個人事業主の皆様 確定申告のご準備を～

毎年恒例となっておりますが、間もなく確定申告のシーズンがやってきます。

近年は会計ソフトの一般化やマイナンバーカードの普及もあって、申告書の作成や電子申告を自分でするという方も増えていますが、申告方法に関わらず、申告期限に余裕を持った原始証憑等の整理・確認が重要です。皆様におかれましては、注意点等をご確認の上、余裕を持った準備をお願いします。

余談になりますが、例年より早く申告を済ませた方はほぼ全員が「早く申告が済ませるとこんなに気が楽だなんて」とおっしゃいます。毎年申告時期はゆううつな気分でご過ごされている方は、いつもより早く確定申告を済ませて、**新しい景色**を観てみませんか？

なお、確定申告指導に係り、1月下旬から3月中旬までの間は1年で一番の窓口が混雑する期間となります。ご来会の際は予めお電話等でご一報いただけますとスムーズにご案内が出来ますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。(ご予約の方優先での対応となります。)



今年の確定申告での注意点等

□申告・納付期限は**所得税・贈与税が3月15日まで**、**消費税は3月31日まで**となっています。(感染症等による期限延長等の特例はありません！)

※振替納税の場合、振替日は**所得税が4月24日**、**消費税は4月27日**になります。

□住宅ローン控除の特例の延長・要件の変更など

・住宅ローン控除の適用期限を4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象になりました)

・省エネ性能等の高い認定住宅等については、借入限度額が上乗せされます。(令和6年以降の建築確認物件については省エネ性能が要件化)

・控除率、控除期間、適用対象者の所得要件、床面積の緩和等が適用となります。(詳しくはお問合せください。)

□記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応強化

・所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などに対して、必要経費不算入・損金不算入の措置がとられるようになります。(従来以上に原始証憑等の適正な管理の重要性が高くなりました。)

個別相談

例年、当会経由で確定申告を行われている方には1月4日付けで確定申告に係る個別相談日のご案内を郵送しております。ご案内している日程では都合が合わない、または、都合が悪くなった場合には必ず、**予めご連絡ください。**

～皆様の事業に支援制度と商工会をご活用ください～

国が実施する中小・小規模事業者向け施策に係る令和4年度第2次補正・令和5年度当初予算(案)によると、中小企業生産性革命推進事業において、要検討一部変更はあるものの当管内でも利用実績が多くある『ものづくり補助金』『小規模事業者持続化補助金』『事業再構築補助金』も引き続き予算措置されました。設備投資・販路開拓・生産性向上等に取り組まれる際には商工会へご相談いただけましたら幸いです。

新分野展開や業態転換等に取り組む事業者向け

事業再構築補助金 (事業計画の策定が必要)

新型コロナの影響で売上が減少した中小企業等が新分野展開や業態転換等の【事業の再構築】に取り組む際の設備投資等の費用の一部が補助される制度で、他の制度に比べて補助上限額を高く設定し、企業の思い切った事業の転換を後押しします。

- 新分野展開**とは、今までに事業として行っていない事業を新たに始めることで、具体的には農業者が飲食店を開業する、飲食店がゲストハウスを開業する、製造業では機能等が全く異なる製品の製造を始める等が該当します。
- 業態転換**とは、商品の提供方法等を変えることで、具体的には飲食店がキッチンカーを導入する、店頭販売のみを行っていた小売店がネット販売を新たに始める、学習塾等がオンライン授業を導入する等が該当します。

設備投資、販路開拓に取り組む事業者向け

小規模事業者持続化補助金 (事業計画の策定が必要)

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等を支援する制度です。販路開拓の取り組みに加え、賃上げ・事業規模の拡大・創業や後継ぎ候補者の新たな取組・インボイス発行事業者への転換といった環境変化に関する取組を支援する制度です。

本補助金は**小規模事業者のみが利用できる制度**で、世羅町でも多くの事業者が利用されております。販路開拓の取り組みをご検討中の方はぜひチャレンジ!

※国庫補助金以外にも、世羅町独自の制度である「世羅町持続化支援事業助成金」もご利用いただけます。それぞれ独立した制度となっておりますので、同時並行で複数の取り組みを行うことも可能です。いずれの制度も事前に所定の手続きが必要ですので、まずは商工会へ。

現在の事業を強化する設備投資に取り組む事業者向け

ものづくり補助金 (事業計画の策定が必要)

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援する制度です。

既存の事業を継続していく上で**競争力を高めるための設備の高度化等が対象**で、補助上限額も比較的高額となっており、ハードルも高いですが、チャレンジする意義も十分にあるものです。既存設備では生み出せない**新たな価値の創出**を目指す方に最適です。

事業への投資のきっかけに事業計画を作ってみませんか?

いずれの補助金制度も『事業者自らが主体的に取り組む投資・活動』をサポートするものです。補助金を受けたら終わりではなく、補助金を受けたところからが本当のスタートになり、中期的・長期的な視点で計画を立てて取り組むことが重要なことです。

社会情勢が目まぐるしく変わる時代だからこそ、事業の方向性を確認する意味でも、事業計画でお悩みの際は商工会へお声かけください。

～広島県特定(産業別)最低賃金のお知らせ～

広島県特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業(高炉によらない製鉄業等を除く)	1,024円	令和4年 12月31日
広島県建設業・建築用金属製品、その他の金属製品製造業(製缶板金業を含む)	969円	令和4年 12月31日
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く)	984円	令和4年 12月31日
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業等を除く)	953円	令和4年 12月31日
広島県自動車・同付属品製造業	964円	令和4年 12月31日
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業	999円	令和4年 12月31日
広島県自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)	958円	令和4年 12月31日
広島県各種商品小売業(衣、食、住にわたる商品を小売りするもので、その性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所(百貨店、総合スーパー等)	930円 (広島県最低賃金)	令和4年 10月1日

～広島物産展(仮称)@下松 SA 下り線のご案内～

県内の商工会と西日本高速道路サービスホールディングス(株)が連携し、下松 SA 下り線において「広島物産展(仮称)」を下記の内容で開催します。独自商品・新商品の販路開拓の一助になる催しです。下記開催概要をご確認の上、出展をご検討いただける方は商工会までご連絡ください。詳細についてのお問合せは sera@hint.or.jp にメールいただけましたら、折り返し、開催要領等をお送りします。



広島物産展(仮称)開催概要

イベント名	広島物産展(仮称)
目的	地域商材の認知拡大及び地域の魅力アピール
開催日時	令和5年4月1日から44日間(予定) (24時間営業)
開催場所	山陽自動車道 下松 SA 下り線 店内特設コーナー
出展形態	商品の陳列販売 ※実演販売はありません
出品要件	自ら製造・加工又は販売する商品及び工芸品 ※酒類不可、申込後に商品審査があります。
出品条件	消化仕入(売価の70%(最大)、個別に運営者と協議)
申込期限	令和5年2月10日(金)
申込方法	エントリーに所定の様式を作成する必要がありますので、商工会までご連絡ください。

～世羅町主催「世羅創業入門セミナー」のご案内～

町内で創業を志す方を支援するための「世羅創業入門セミナー」が開催されます。事業計画や販路開拓について専門家が分かりやすく解説するほか、先輩創業者の体験談も聞くことができる内容となっておりますので、お知り合いの方で創業を志す方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

開催日時: 令和5年2月25日(土) 10時～17時

開催場所: 世羅町大田自治センター(本郷 891-4)

※ zoom でのオンライン参加も可能

内容: 先輩創業者の体験談・事業計画・SNS を活用した販路開拓等

お問合せ: 世羅町商工観光課 (☎22-3216)

～商工会のホームページに掲載しませんか?～

商工会ホームページ「まるせら.com」では会員事業所の情報を掲載しています。掲載費用は無料で、自社 HP をお持ちの事業所でも掲載できます。リンクを記載することでアクセス数アップのきっかけにもなると考えられますので、より多くの会員の皆様にご活用いただけましたら幸いです。

世羅町商工会ホームページ「[まるせら.com](https://marusera.com)」事業者紹介ページ

<https://marusera.com/person/>

※ホームページへの掲載や内容の更新等は商工会で行いますので、変更等が生じた際は商工会までご連絡ください。

～インボイス制度 個別相談会～

令和5年10月1日より消費税の「インボイス制度」が開始されます。

インボイス対応については個社個別に事情が異なることから悩んでおられる事業者も多いことから個別相談会を開催します。

チラシを本会報に同封しておりますのでご確認の上、参加をご希望の方は、お申し込みをお願いいたします。

～会員調査にご協力をお願いします～

全国的な組織である商工会では定期的に会の状況や会員事業所の状況(規模や経営者の年齢・後継者の有無等)についての調査・報告を行っています。この報告は、特に小規模事業者の皆様のための政策立案や制度内容を検討する際に重要な情報となっておりますので、調査実施の折はご協力くださいますようお願いいたします。(後日、郵送にて実施予定です。)